

4 産業経済分野

政策 4-1 攻めの農政への転換

施策 4-1-1 農業の持続的な発展

(1) 住民意識調査結果

関連項目	満足度	順位	優先度	順位
農業者の所得向上	-17.5%	35位/全36項目中	49.5%	21位/全36項目中

(2) 地域経営計画書（後期計画）指標

指標	基準値	目標値
担い手への農地の利用集積率	平成 21 年度 44.0%	平成 27 年度 50.0%
水田の利用率	平成 21 年度 111.8%	平成 27 年度 120.0%

<前期 5 カ年計画の検証を踏まえた施策展開>

- 農業を取り巻く昨今の情勢は、農業所得の大幅な減少、農業従事者の高齢化、調整水田等生産に直結しない非効率的な農地利用、農業の活力低下といった、厳しい状況に直面しています。
- そのような状況下において、全町圃場整備事業を実施した本町の水田整備率は、94%と非常に高い数字となっています（県平均 70%）。このような優良農地は、田畑転換が可能であるため、消費者や食品産業のニーズ、農業情勢や経済情勢の変化等にすばやく対応することが出来ます。
よって、これらの情報をいち早くキャッチし、水田農業確立対策室を中心に、関係機関が情報を共有し、一体となって農業施策を推進することにより、持続可能な農業を目指すとともに、特色ある産地づくりを行います。
- 担い手育成については、兼業農家が 8 割以上を占める状況で、担い手を急増させるのは困難であることから、兼業農家を支援する一方で、意欲的な認定農業者等を、着実に育成・確保していくことが必要です。
農地地図情報や農地基本台帳を活用し、効率的かつ有効な農地集積を推進することにより、生産コストの削減を目指します。

<指標に関する特記事項>

- 農地集積率とは、水田総面積に対する、認定農業者等の作付面積の割合のことをいいます。
- 水田利用率とは、水田総面積に対する、(1)水稲、(2)麦・大豆・飼料作物等、(3)その他野菜等の作付面積の割合のことをいいます。

(3) 施策を達成するための主な事務事業

事務事業名		23年度	24年度	25年度	26年度	27年度
○高根沢町水田農業確立対策室負担金事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・JAと町が合同で組織を運営し、水田農業に関する情報を共有することにより、農業施策を適切に推進します。 ・農家の意見集約と情報伝達のために農事組合を組織し、各集落には農事組合長、農政推進員を配置します。 	 <p>事業継続（農業施策の円滑な推進）</p>				
○認定農業者等育成確保対策事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・農業戸数の減少や高齢化が加速しており、これからの町農業を維持するため、認定農業者の確保に努めます。 ・町へ認定申請書を提出し、「農業経営改善計画認定基準」により適切であると判断されると、農業経営において各種優遇制度が受けられる認定農業者として認定されます。 	 <p>事業継続（担い手の育成・確保）</p>				
○担い手への農地利用集積事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・農地地図情報や農地基本台帳を活用し、認定農業者や、規模拡大に意欲のある農業者の方に、効率的に農地を集積します。 ・農地利用集積円滑化団体（JAしおのや）と連携を図り、優先的に担い手へ農地を集積します。 ・規模の拡大を行い、生産費が抑制されることにより、資材費の高騰や農産物の価格下落・低迷による農家の所得低下を補います。 	 <p>事業継続（担い手への農地利用集積）</p>				
○農業会議補助金事業						
	<ul style="list-style-type: none"> ・認定農業者の中から、さらなる経営向上を目指す方や、若い世代の農業者等で組織する団体に、補助金を交付します。 ・認定農業者が自らの発想で、認定農業者の組織化を図るとともに、各種学習会や研修会を企画・開催することにより、会員相互の研鑽と連絡協調が密になり、自己の経営改善計画を認識するとともに、農業経営の改善を図ります。 	 <p>事業継続（担い手の組織化、連絡協調）</p>				